

発生段階ごとの対策の概要

状況の変化に応じた意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を示します。新型インフルエンザ等の発生時には、これらの段階における必要な対策を柔軟に選択し実施します。

発生段階 P20～37		未発生期	海外発生期	国内発生早期	感染期	小康期
対策の目的		- 発生に備えた体制の整備 - 発生の早期確認	- 国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める - 発生に備えた情報収集と体制整備	- 感染拡大をできるだけ抑える - 患者に適切な医療の提供 - 感染拡大に備えた体制整備	- 医療体制の維持 - 健康被害を最小限に抑える - 町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える	- 町民生活・地域経済の回復 - 流行の第2波に備える
主要6項目 P13～19						
1. 実施体制	町行動計画の作成	基本的対処方針、道の対策、町の行動計画に基づき対策を実施				必要に応じ行動計画の見直し
	体制整備及び連携強化	必要時インフルエンザ対策会議を実施				江差町対策本部の廃止
2. 情報収集	情報収集体制整備	積極的な情報収集				引き続き情報を収集
		江差町新型インフルエンザ等対策本部 設置				
3. 情報提供・共有	情報提供体制の整備					
	基本的な情報提供	発生状況の周知				第1波終息と第2波に備えた情報提供
4. 予防・まん延防止	感染予防対策の普及	感染予防対策、取るべき行動の周知				
	相談窓口の設置準備	相談窓口の体制充実・強化				相談窓口の縮小
5. 医療	個人、地域、職場における感染対策の周知	関係機関と情報共有				
		感染予防対策の実施を周知				基本的な感染対策の実施を周知
6. 町民生活・地域経済の安定の確保	特定接種体制の構築	感染拡大防止対策				
	住民接種体制の構築	道が行う外出自粛要請、施設使用制限等への協力				
7. 町民生活・地域経済の安定の確保	物資及び資材の備蓄等	特定接種実施				
	火葬能力等の把握	住民接種の準備				
8. 町民生活・地域経済の安定の確保	要援護者への支援の検討	住民接種（予防接種法第6条第3項新臨時接種）				
		住民接種（予防接種法第6条第1項 臨時接種）				
9. 町民生活・地域経済の安定の確保		医療機関等への情報提供				通常の医療体制に戻す
		診療体制の確保と町民への周知				
10. 町民生活・地域経済の安定の確保		在宅療養患者への支援				
		道が実施する医療体制の整備に協力				道が行う臨時医療施設設置の協力
11. 町民生活・地域経済の安定の確保		町民への適切な行動の呼びかけ				
		円滑な火葬の実施・適切な遺体安置				埋葬・火葬の特例
12. 町民生活・地域経済の安定の確保		水の安定供給 ・ 生活関連物資等の価格安定要請				
		町民へのサービス水準に係る呼びかけ、要援護者への生活支援				通常業務の再開 緊急事態措置の縮小・中止

道が実施するサーベイランス・調査研究に適宜協力

道が実施する消毒薬、衛生資機器材の状況把握・水際対策に協力

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延等により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、または、そのおそれがあると認められるとき、**特措法第32条に基づき**、政府対策本部長（内閣総理大臣）が**緊急事態宣言**を行います。宣言がされた時は、速やかに町対策本部を実施し、緊急事態措置をあわせて実施します。（表中 に該当）